


ポジティブ・インパクト・ファイナンス
アセスメント報告書



2020年9月

DNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社



目次

報告書サマリー	3
I まえがき	4
II スコープと目的	4
III SMBC の責任と DNV GL の責任	5
IV DNV GL の意見の基礎	5
V 評価作業	6
VI 評価結果	6
VII DNV GL の意見	11

報告書サマリー

株式会社三井住友銀行（以下、SMBC）は、国連環境計画・金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則（以下、PIF 原則）及び、資金用途を特定しない企業向け金融商品のモデル・フレームワーク（以下、モデル・フレームワーク）に従って、持続可能な開発に関連する 3 つの側面（経済、環境、社会）を独自に評価する金融商品を提供することを企図している。

DNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社は、企図されたこれら金融商品に対して、PIF 原則及びモデル・フレームワークへの適合性についてレビューを実施した。PIF 原則に対する評価の概要は以下の通りである。

原則 1. 定義：

SMBC は、既設の ESG/SDGs 評価融資や SDGs 推進融資の商品を、UNEP FI の PIF 原則に基づく資金提供の考え方を織り込んだ金融商品としてリニューアルした。あらたな商品設計として、持続可能な開発の 3 つの側面（経済、環境、社会）の視点で、融資先の事業活動がもたらすインパクト（正の影響と負の影響）を包括的・定量的に分析・評価して資金提供を行うことにより、ポジティブな影響の増大、ネガティブな影響の低減を支援する仕組みが整っており、これらは PIF の原則 1. 定義に適合していることが確認された。

原則 2. 枠組み：

SMBC の定義した包括的なポジティブ・インパクト金融の仕組みには、融資先の事業活動における正の影響を特定し分析し評価するための基準・ツールや意思決定のための手順等の文書体系が確立されている。また融資の実施期間中に、意図する影響の達成状況をモニタリングするための人員体制と進捗管理プロセスが整備されている。さらには必要な力量を有する要員が配置され、個別案件の評価又は診断が適切に実施される内部統制を整えており、これらは PIF の原則 2. 枠組みに適合していることが確認された。

原則 3. 透明性：

SMBC のポジティブ・インパクト金融は、意図するポジティブ・インパクト、重点取り組み項目、その評価指標等が情報開示されることを前提に融資が実行される仕組みとなっている。また意図するインパクトの実現度合いは、債務者のサステナビリティ・レポート、統合報告書、ウェブサイト等を通じて情報開示され、SMBC により定期モニタリングされることが定められている。すなわち借入人自身が、その事業活動を通じた正の影響を情報公開することを、SMBC が推進・支援する仕組みが適切に組み込まれており、これらは PIF の原則 3. 透明性に適合していることが確認された。

原則 4. 評価：

この金融商品では、融資実行の初年度において、PIF の原則 4 に掲げられたポジティブ・インパクトの多様性、重要さ、効率性、公的／民間資金のレバレッジ、追加性を考慮したインパクト指標を債務者が設定することを定められており、これは PIF の原則 4. 評価に適合していることが確認された。

I まえがき

i. ポジティブ・インパクト金融原則について

ポジティブ・インパクト金融原則（以下、PIF 原則）は、国連環境計画・金融イニシアティブ（以下、UNEP FI）が 2017 年 1 月に世界の主要な金融機関 19 社とともに、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、金融機関が積極的な投融資を行うための原則として策定したものです。PIF 原則は、すべての金融機関や投資家に対し、資金提供先企業のネガティブな影響を軽減し、現実的かつ信頼性のある方法でポジティブな影響を高めるための資金提供のあり方を定めています。PIF 原則は「定義」「枠組み」「透明性」「評価」の 4 つの原則で構成されています。

ii. 金融機関の概要

株式会社三井住友銀行（以下、SMBC）は、本店を東京都千代田区丸の内におく、株式会社三井住友フィナンシャルグループ（以下、SMBC グループ）傘下の都市銀行であり、金融サービスを展開する会社です。SMBC は、資産規模及び時価総額（2020 年 8 月現在）において、日本の 3 大メガバンクの一社でありグローバル金融機関です。SMBC グループは、UNEP FI の署名参加機関としても知られています。

iii. SMBC グループのサステナビリティ取り組み

SMBC グループでは、2020 年 4 月に「SMBC グループ サステナビリティ宣言」を公表しており、またそれを遂行するための 10 年間の計画として「SMBC Group GREEN×GLOBE 2030」を策定しています。SMBC グループでは、これまで以上に社会の健全な発展に貢献することを明確にするため、経営理念に「社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する」を追加しました。PIF 原則に沿った金融商品の提供は、SMBC グループのサステナビリティに対する取り組みの一環として、ファイナンスを通じたお取引先支援の強化として位置づけられています。

II スコープと目的

DNV GL における本評価業務の目的は、独立した第三者機関として、対象となる金融商品である「ESG/SDGs 評価型資金調達（PIF 原則適合型）」及び「SDGs 推進資金調達（PIF 原則適合型）」に対して、PIF 原則及びモデル・フレームワークへの適合性についてレビューを実施することです。DNV GL は、SMBC との間で合意された契約書に示された本評価業務の作業範囲を遂行するにあたって、利害関係が予見される直接的な株主としての関係を含めて、SMBC との間にその他一切の業務上の関係を保持していません。またこの報告書では、対象となる金融商品の財務的なパフォーマンス、いかなる投融資の価値、あるいは長期的な環境便益に関する保証も提供されません。

(1) レビューのスコープ

- | | |
|---|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 定義 | <input checked="" type="checkbox"/> 枠組み |
| <input checked="" type="checkbox"/> 透明性 | <input checked="" type="checkbox"/> 評価 |

(2) レビュー提供者の役割

- | | |
|--|------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> セカンド・オピニオン | <input type="checkbox"/> 認証 |
| <input type="checkbox"/> 検証 | <input type="checkbox"/> 格付け |
| <input type="checkbox"/> その他: | |

(3) 適用される基準もしくはガイドライン

No.	基準もしくはガイドライン	発行者	確認レベル
1.	THE PRINCIPLES FOR POSITIVE IMPACT FINANCE (ポジティブ・インパクト金融原則)	United Nations Environment Programme - Finance Initiative (国連環境計画・金融イニシアティブ)	適用
2.	MODEL FRAMEWORK: FINANCIAL PRODUCTS FOR CORPORATE WITH UNSPECIFIED USE OF FUNDS (モデル・フレームワーク: 資金用途を特定しない企業向け金融商品)	United Nations Environment Programme - Finance Initiative (国連環境計画・金融イニシアティブ)	参照

III SMBC の責任と DNV GL の責任

SMBC は、DNV GL がレビュー結果を提供するまでの間に必要な情報やデータを提供しています。DNV GL の声明は独立した意見を表しており、我々に提供された情報に基づき、確立された適格クライテリアが満たされているかどうかについて、SMBC 及びその利害関係者に情報提供することを意図としています。DNV GL のレビューは、SMBC から提供された情報及び事実に依拠しています。

DNV GL は、この意見表明の中で言及されたプロジェクト及び資産のいかなる側面についても責任を負わず、また提供される試算、観察結果、意見、または結論が不正確な場合、その責任を問われません。すなわち DNV GL は、発行体から提供される情報やデータ及びこの評価の基礎となる情報やデータが正確でない又は不完全な場合には責任を負うことはありません。

IV DNV GL の意見の基礎

DNV GL は、評価対象にとって固有でより柔軟な PIF 原則適合性評価手順（以下、「評価手順」）を作成するために、PIF 原則及びモデル・フレームワークの推奨事項を適用しました。DNV GL の評価手順は、DNV GL の意見表明の根拠に資する一連の判断基準を含んでいます。その判断基準の背景にある PIF 原則の考え方は「持続可能な開発と SDGs の達成の間に存在するギャップを埋めるためには、持続可能な開発の 3 つの側面の包括的な考慮に基づいた、新たなインパクト・ベース・アプローチが必要である」というものです。

V 評価作業

DNV GL の評価作業は、SMBC によって誠実に情報提供されたという理解に基づいて、利用可能な情報を用いた包括的なレビューで構成されています。DNV GL は、提供された情報の正確性をチェックするための監査やその他の試験等を実施していません。DNV GL の意見を形成する評価作業には、以下が含まれます。

- DNV GL による評価対象固有の評価手順の作成
- SMBC より提供された根拠文書の評価、及び包括的なデスクレビューによる補足評価
- SMBC の管理者へのインタビュー
- 評価手順の各要素に対する結果の文書作成

VI 評価結果

DNV GL は、対象となる金融商品が PIF 原則及びモデル・フレームワークの推奨事項に適合していることへの意見表明を提供するために、DNV GL の評価手順に従って DNVGL が必要と判断した証拠、その他の情報及び説明を得るためのレビューを実施しました。DNV GL のレビューアプローチは、PIF 原則及びモデル・フレームワークへの適合に関するリスクの理解と、それらを緩和するために実施される管理手法の理解に基づいています。DNV GL の観察結果は以下の通りです。

No.	原文（英語／和訳）	確認内容
原則 1 定義		
1	ポジティブ・インパクト金融はポジティブ・インパクト・ビジネスのための金融である。	対象となる金融商品である「ESG/SDGs 評価型資金調達（PIF 原則適合型）」及び「SDGs 推進資金調達（PIF 原則適合型）」は、SMBC が従来からラインナップしている ESG/SDGs 評価融資や SDGs 推進融資に、PIF 原則を適合させたりリニューアルの金融商品である。SMBC が PIF 原則に基づきポジティブ・インパクト・ビジネスの取り組みに向けたアドバイス及び IR 支援を提供することが新たに組み込まれている。
2	持続可能な開発の 3 つの側面（経済、環境、社会）のいずれかにおいて潜在的な負の影響が適切に特定され緩和され、なおかつ少なくともそれらの一つの面で正の貢献をもたらすこと。	「ESG/SDGs 評価型資金調達（PIF 原則適合型）」では、国連グローバル・コンパクト 10 原則や ISO26000 等を参照して評価項目が定義されている。この評価項目は「調査票」の中で、①環境編、②社会編、③ガバナンス編の 3 つの側面で分類され、項目毎に評価基準が設定されている。この基準（重みづけ評価）により、各項目・各分類が点数化され、3 つの分類の正の影響・負の影響が定量的かつ

		<p>相対的に総合評価できる仕組みとなっている。</p> <p>また「SDGs 推進資金調達（PIF 原則適合型）」では、ロジックモデル分析により融資先企業の正の影響・負の影響を評価する手法が用いられている。これは、事業活動は必ずしも正の影響だけでなく、負の影響をもたらす可能性があるが、ロジックモデルにより負の影響が生じる恐れを事前に察知し手当てするという考え方に基づいている。</p>
3	<p>ポジティブ・インパクト金融は、このように持続可能性の課題を総合的に評価することから、持続可能な開発目標（SDGs）における資金面での課題に対する直接的な対応策の一つとなる。</p>	<p>対象となる金融商品はそれぞれ、企業の ESG への取り組み、関連する情報開示の適切さ、SDGs 達成への貢献等の視点から評価又は診断を行い、融資後の更なる取り組みと情報開示を促進する商品として設計されている。</p>
4	<p>適用範囲</p> <p>この原則は、すべてのカテゴリーの金融商品およびそれを支える事業活動に適用されることが意図されている：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ローン（法人、個人、地方自治体、国家、銀行間取引、プロジェクト関連） ・ 債券 ・ 株式 ・ メザニン ・ 短中期債券、クレジットリンク債/債務 	<p>対象となる金融商品は、ローン(相対方式及びシンジケーション方式)及び私募債を対象としている。対象となる企業の特定事業にはよらず、事業活動全般に適用されることが意図されている。</p>
5	<p>適用範囲</p> <p>ポジティブ・インパクト金融原則はセクター別ではない。</p>	<p>原則的にはセクター別に異なる仕組みは導入されていない。但し「ESG/SDGs 評価型資金調達（PIF 原則適合型）」では、業種特性を考慮し、各評価項目の重要度に照らし合わせて重みづけ評価を行う方法が用いられている。また評価融資の健全な商品運営とレピュテーションリスクの観点から、SDGs ウォッシュと受け取られる可能性がある特定の業種については除外規定を設けている。</p>
6	<p>ポジティブ・インパクト原則は、持続可能性の課題における相互関連性を認識して、一つの分野だけではなく、しかもグローバルに、インパクト（影響）のプラス面とマイナス面双方を評価するものである。</p>	<p>「日本標準産業分類」に基づき、ほぼ全ての業種を網羅している。またグローバルな視点でサプライチェーン（調達・生産・販売）の相互関連性を認識して影響評価することが意図されている。一案件に対して特定した分野のみを評価する限定した仕組みは組み込まれていない。</p>
原則 2 枠組み		
7	<p>ポジティブ・インパクト金融を実行するには、事業主体（銀行、投資家など）が、それらの事業活動、プ</p>	<p>SMBC では、ポジティブ・インパクト金融の仕組みにおける最上位マニュアル文書として、「ESG/SDGs 評</p>

	プロジェクト、プログラム、および/または投融資先の事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための十分なプロセス、方法、ツールが必要である。	価値型資金調達]及び「SDGs 推進資金調達」の事務取扱要領を作成・改訂している。またその文書体系として、エントリーシート、評価用調査票、サステナビリティ重点取組計画書、モニタリングシート等のツールや、内部申請プロセスのための手順書等が準備されている。
8	ポジティブ・インパクトを判断するための一定のプロセス、基準、方法を設定する。分析には、活動、プロジェクト、プログラムだけでなく、子会社等も含める。	正の影響を特定するためのプロセス・基準・方法論を実行する仕組みが組み込まれている。分析には、投融資される活動、プロジェクト、プログラムに加えて、連結子会社も対象に含まれる。
9	ポジティブ・インパクトの適格性判断に、従来の ESG リスク管理プロセスを適用する。	正の影響の適格性を判断する前に、正規の手続きに従った ESG リスクマネジメント（リスクの特定、リスク分析、リスク評価、リスク対応）を適用する仕組みになっている。
10	金融商品として有効な期間全般にわたり、意図するインパクトの達成状況をモニターし、検証するためのプロセス、基準、方法を確立する。	対象となる金融商品の融資期間は、PIF の評価結果に関わらず、通常の融資と同様の手続きに沿って決定されることから、有効期間を適切に判断する基準・仕組みが備わっている。また融資実施期間中には、意図する影響の達成状況をモニターするために、本店及び営業店が連携して進捗を管理するプロセスがある。
11	事業主体は同時に以下を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記のプロセスを実行するために、必要なスキルをもち、然るべき任務を与えられたスタッフを配置する。 ・ 上記プロセスの導入が適切かどうかについては、セカンドオピニオンおよび/または第三者による保証を求めることが推奨される。 ・ プロセスを随時見直し、適宜更新する。 	SMBC では、上記プロセスを実行するため、サステナブルビジネス推進室(※)を中心とした内部管理体制と必要な力量を有する要員を配置している。また案件のインパクト評価においては、SMBC グループのシンクタンクである日本総研が ESG/SDGs 評価基準を制定し、かつ個別案件の評価又は診断を実施する体制を整えている。 ※SMBC グループでは、2020 年 4 月に三井住友銀行ホールセール統括部内に「サステナブルビジネス推進室」を設置し、事業を通じたお客さまの社会的課題の解決と持続可能な社会の実現への貢献を目指している。 また SMBC は、本金融商品の債務者の希望に応じて、DNVGL による個別融資の PIF 原則への適合性に係る Letter of conformance（適合書簡）を依頼できるオプションを提供している。 当該金融商品のプロセスは、随時見直し、適宜更新される予定である。
12	ポジティブ・インパクトの分析では、	対象となる金融商品である「ESG/SDGs 価値型資金調達（PIF 原則適合型）」及び「SDGs 推進資

	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、商品、プロジェクトあるいは顧客に関する研修や定期的なレビューの際など、既存のプロセスと同時に行うことができる。 一般に広く認められた既存のツール、基準、イニシアティブがあればそれらを有効に活用することができる。（例えば、プロジェクトファイナンスにおける、赤道原則は、リスクマネジメントのスタンダードとして活用できる）。 	<p>金調達（PIF 原則適合型）」は、SMBC が従来からラインナップしている ESG/SDGs 評価融資や SDGs 推進融資に、PIF 原則を適合させたリニューアルの金融商品である。そのため、SMBC 内の通常のプロセスと同時に融資実行ができる。さらに、既存のツールや基準等を必要に応じて活用することもできる。</p>
原則 3 透明性		
13	<p>ポジティブ・インパクト金融を提供する主体（銀行、投資家など）は以下のような点について透明性の確保と情報開示が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ポジティブ・インパクトとして資金調達した活動、プロジェクト、プログラム、および/または投融資先の事業主体の意図したポジティブ・インパクトについて（原則 1 に関連）。 	<p>SMBC では、従来より個別案件の融資実行時に自行によるホームページでの対外公表を行っている。PIF 案件については、基本的に資金使途が限定されない融資が想定されているため、少なくとも下記の項目が追加され情報開示されることが定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ポジティブ・インパクト・ファイナンスの取り組み案件であること 案件の意図するポジティブインパクト 重点取り組み項目とその評価指標
14	<ul style="list-style-type: none"> 適格性を判断し、影響をモニターし検証するために確立されたプロセスについて（原則 2 に関連） 	<p>対象となる金融商品のいずれも、融資実行時において債務者の申告する調査票等に基づいて適格性が判断される。また同様に債務者の作成するサステナビリティ重点取組計画書において、重点取組項目や評価指標を事前に設定される(自社のサステナビリティ・レポート、統合報告書、ウェブサイト等で既に開示されている場合はそれらとの整合が図られる)。</p> <p>融資実行の次年度以降は、SMBC の個社担当者が定められたモニタリング手順に基づき意図するインパクトの実現度合いを定期的にモニタリングする。またサステナブルビジネス推進室が、全体統括機能として各案件の定期モニタリングの進捗管理を行うことが定められている。</p>
15	<ul style="list-style-type: none"> 資金調達した活動、プロジェクト、プログラム、および/または投融資先の事業主体が達成したインパクトについて（原則 4 に関連）。 	<p>対象となる金融商品の中で債務者要件が定義されており、債務者が自社のサステナビリティ・レポート、統合報告書、ウェブサイト等を通じて達成されたインパクトを開示することを債務者基準の一つに挙げている。また、当該開示事項については、SMBC が定期的にモニタリングする仕組みが整っており、必要に応じて債務者に直接ヒアリングを実施することが定められている。</p>
原則 4 評価		
16	事業主体（銀行、投資家など）が提供するポジティブ	「ESG/SDGs 評価型資金調達（PIF 原則適合

	<p>ブ・インパクト金融は、意図するインパクトの実現度合いによって評価されなければならない。</p>	<p>型)」では、融資実行の初年度において、既存の ESG/SDGs 評価の実施と併せて、PIF 原則 4 に掲げられた 5 要素（多様性、重要性、効率性、公的／民間資金のレバレッジ、追加性）を考慮したインパクト指標を債務者が設定することが定められている。「SDGs 推進資金調達（PIF 原則適合型）」においても、SDGs のロジックモデル分析を行う際に、同様の PIF 原則 4 の 5 要素を考慮した上で債務者がインパクト指標を設定することが推奨されている。</p>
--	--	--

根拠資料リスト

No.	リファレンス名
1	ESG/SDGs 評価型資金調達（融資/私募債）事務取扱要領／2020 年 9 月 改定
2	ESG/SDGs 評価型資金調達（シンジケーション）事務取扱要領／2020 年 9 月 改定
3	ESG/SDGs 評価型資金調達 調査票
4	ESG/SDGs 評価型資金調達 調査票記入のポイント
5	ESG/SDGs 評価型資金調達 評価項目(環境編)(社会編)(ガバナンス編)
6	ESG/SDGs 評価型資金調達（シンジケーション）申請フロー及び基準
7	SDGs 推進資金調達事務取扱要領／2020 年 9 月 改定
8	SDGs 推進資金調達（シンジケーション）事務取扱要領／2020 年 9 月 改定
9	SDGs 推進資金調達調査票
10	SDGs 推進資金調達ロジックモデル分析の考え方
11	SDGs 推進資金調達ロジックモデル分析のポイント
12	SDGs 推進資金調達申請フロー及び基準
13	共通エントリーシート(判定フロー図含む)
14	サステナビリティ重点取組計画書 様式
15	サステナビリティ重点取組計画書 モニタリングシート様式

Ⅶ DNV GL の意見

DNV GL は、SMBC から提供された情報と DNV GL が実施した評価手順の手続きに基づき、SMBC により企図された金融商品について、その定義や目的、推奨事項を満たしていることを含めて PIF 原則及びモデル・フレームワークへの適合性が確認されたことを意見表明します。

DNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社

2020 年 9 月 7 日



マーク ロビンソン
サステナビリティサービス マネージャー
DNV GL ビジネス・アシュアランス、オーストラリア



前田 直樹
代表取締役社長
DNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社



田邊 康一郎
プロジェクトリーダー
DNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社

以上

About DNV GL

Driven by our purpose of safeguarding life, property and the environment, DNV GL enables organisations to advance the safety and sustainability of their business. Combining leading technical and operational expertise, risk methodology and in-depth industry knowledge, we empower our customers' decisions and actions with trust and confidence. We continuously invest in research and collaborative innovation to provide customers and society with operational and technological foresight.

With our origins stretching back to 1864, our reach today is global. Operating in more than 100 countries, our 16,000 professionals are dedicated to helping customers make the world safer, smarter and greener.